

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**家庭医学講座**

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

① ノロウイルス感染症の特徴と対策。

② 10月27日(土)午後1時30分。

③ 所 医師会館(中央区大通西19)。

④ **【詳細】** 地域保健課 ☎(21) 2306

**不妊専門相談センター  
講演会**

① 不妊治療を終えて。

② 11月15日(木)午後2時30分～3時30分。

③ 所 中央保健センター(中央区南3西11)。

④ 10月31日(木)までに不妊専門相談センターへ ☎。

⑤ **【詳細】** 不妊専門相談センター ☎(51) 4500、HP



**障がいのある方の相談に  
応じる事業所が増えます**

障がいのある方の地域生活に必要な情報提供や、福祉サービス利用の援助・相談などに応じる事業所が、10月から2カ所増えます。そのほかの事業所については市コールセンター ☎(22) 4894 にお問い合わせください。  
**新設事業所** コミュニティハウ

ス(白石区本通11南、☎(866) 1399)、ぼらりす(北区屯田4の6、☎・FAX(77) 6300)。

① **【詳細】** 障がい福祉課 ☎(21) 2936、HP

**いきいき福祉2007**



全国から40の企業が参加し、福祉用具などを紹介。相談・体験コーナーもあります。

① 10月12日(金)～14日(日)午前10時～午後5時(最終日は4時まで)。

② 所 アksesサツポロ(白石区流通センター4)。

③ **【詳細】** 同実行委員会 ☎(867) 2005

**老人休養ホーム  
年末年始利用の受け付け**

12月31日(月)～来年1月2日(水)の宿泊利用を特別料金で受け付けます。

① **【保養センター駒岡】**

② 往復はがきに**上欄必要事項**と希望日(1泊のみ)、人数を記入し、10月31日(水)(消印有効)までに保養センター駒岡

(〒005-0861 南区真駒内600)へ送付。☎(86) 7575、HP

付。(抽選)

① **【ライラック荘】**

② 12月31日(月)分往復はがき入し、10月31日(水)(消印有効)までにライラック荘(〒061-2303 南区定山溪温泉西4)へ。

③ (抽選) 1月1日(祝)、2日(水)分

④ 11月1日(木)からライラック荘へ ☎。(先着)

⑤ **【詳細】** 保養センター駒岡 ☎(583) 8553、ライラック荘 ☎(598) 3411

**登録手話通訳者認定試験**

依頼に応じて手話通訳活動をする方のための試験です。

① 一次試験は全国手話研修センターの統一試験(筆記・実技)で、二次試験は来年4月に実施(面接)。すでに統一試験や手話通訳士試験に合格している方は一次試験を免除します。

② 12月1日(土)午前9時30分～午後4時。

③ 所 視聴覚障がい者情報センター1(中央区大通西19)。

④ 4月1日現在20歳以上で、厚生労働省の手話通訳者養成課程修了か同等以上の技能・知識を有する方。

⑤ 10月1日(月)から視聴覚障がい者情報センター、市役所3階障がい福祉課で配布する申込書を10月16日(火)(必着)までに持参、送付。

⑥ **【詳細】** 聴力障害者協会手話通訳派遣室 ☎(633) 7575、HP

**児童手当・特例給付**

10月期(6月～9月分)の手当振込日は10月12日(金)です。

なお、児童手当・特例給付に該当する方(所得が一定額未満で小学校修了前までの児童を養育している方)で、手続きをしていない方は、速やかに届け出をしてください。認定された場合は、手続きした翌月分から手当が支給されます。

また、特例給付受給者で年金の加入状況に変更(退職、転職など)があった方は、受給資格が消滅する場合がありますので、必ず届け出をしてください。届け出が遅れた場合、支給済みの手当を返していただくことがあります。

**【詳細】** 区役所(1階)の保健福祉課



**母子寡婦福祉センター  
就職準備・離転職セミナー**

① 確実に内定を手にする転職面接法。

② 10月25日(木)午前10時～正午。

③ 対 母子家庭の母、寡婦(以前母子家庭の母であった方) 30人。

④ 10月11日(木)から母子寡婦福祉センターへ ☎。(先着)

⑤ **【詳細】** 母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター内) ☎(631) 3270

**車いすを使用する方の健診**

① 床ずれなど車いす使用による二次障がい予防する健診。

② 10月1日(月)～12月28日(金)。

③ 对身体障害者手帳の交付を受け、在宅で車いすを使用している18歳以上の方。

④ 区役所の保健福祉課へ直接。

**障がい者の一般住宅への  
入居を支援**

保証人がいないなどの理由で一般住宅への入居が難しい障がいのある方に対し、入居に必要な支援を行います。相談場所は**左表**をご覧ください。

**■相談場所**

名称	住所	連絡先
あさかげ生活支援センター	東区北33東14	☎733-3808、 FAX731-0211
支援センターみなみ	豊平区平岸3の4	☎・FAX 825-1373
居住サポートこんぱす	西区二十四軒4の6センター24内	☎613-8838、 FAX614-3551
地域生活支援センター手稲	手稲区手稲本町1の2	☎・FAX 686-0502

① **【詳細】** 障がい福祉課 ☎(21) 2936